平成２４年（フ）第８６号
北海道帯広市西８条南28丁目１番地　リーベル828―101号
債務者　小塩　暢幸
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
北海道帯広市西20条南２丁目24番７号　コーポミノルＢ号室
債務者　吉野　彩加
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７７４号
神奈川県大和市福田377番地15　メゾンドール渋谷Ⅱ102
債務者　木田　幸江
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６６号
横浜市中区三吉町２番地４　ジョイフル関内504号室
債務者　齋藤　智行
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２８号
栃木県下都賀郡壬生町大字羽生田372番地
債務者　篠原　孝生
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３８号
栃木県宇都宮市細谷町679番地１、前住所栃木県宇都宮市細谷町679番地26
債務者　小林スミ子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１０号
東京都立川市幸町３丁目33番地の８ＳＡＲＡハウス402号
債務者　丹ラケールこと　タン　ラケール　デロス　レイエス
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４３６号
東京都立川市砂川町５丁目54番地の３プリシアード101号
債務者　高山栄子こと　李　　蘭實
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４６７号
東京都日野市西平山２丁目３番地の９ハイツ金子202
債務者　横山　和子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４７６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎1246番地６プレステイジ204号
債務者　寺澤　守行
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７４号
静岡県磐田市立野2020番地６　フローラルＡ―103
債務者　徳　　有希（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
岡山県倉敷市福江1301―１　ハーベストコートＢ号101号、住民票上の住所岡山県倉敷市林2087番地１
債務者　加地　伯良
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６５６号
東京都世田谷区北烏山７丁目30―23―107
債務者　梶ケ谷邦子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７０９号
東京都板橋区板橋１丁目27―14―401
債務者　阿部　　至
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７７６号
東京都中野区弥生町３丁目24―10―202
債務者　谷山　　廣
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部